

新型コロナウイルスに係るマスクの着用について

期間：令和5年3月13日（月）～令和5年5月7日（日）

*マスクの着用は個人の判断とする

*イベント等を行う場合

- ・感染防止対策については、継続する
- ・飲食については、黙食・会話時のマスク着用（お願い）を継続する

体育協会職員および窓口業務従事者

- *窓口・面会等、市民や関係者と接する際はマスクの着用を推奨する
- *事務室内での執務の際のマスクの着用は個人の判断とする
- *事務室等における消毒液・アクリル板設置等の感染防止対策は継続する

5月8日（月）以降については、市の新型コロナ対策本部の決定を受けてからとする